○幕別町ホームページ広告掲載取扱要領

平成28年２月１日要綱基準等第３号

改正

令和４年８月31日要綱基準等第41号

幕別町ホームページ広告掲載取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、幕別町（以下「町」という。）がインターネット上に公開するホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する広告について、幕別町広告掲載要綱（平成28年要綱基準等第１号。以下「要綱」という。）及び幕別町広告掲載基準（平成28年要綱基準等第２号。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類及び範囲）

第２条　ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とし、広告から遷移するホームページの広告内容が、基準第２条各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告、若しくは基準第３条各号のいずれかに該当する広告の場合は、掲載しないものとする。

（広告の位置及び枠数）

第３条　要綱第４条に規定する広告の位置は、ホームページ上の町が指定する位置とし、枠数は、原則として最大30枠とする。

（広告の規格）

第４条　要綱第４条に規定する広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

(１)　画面表示は、縦45ピクセル、横150ピクセルであること。

(２)　データ量は、20キロバイト以内とする。

(３)　データの保存形式は、ＧＩＦ形式とする。

(４)　制限Ｊａｖａ及びＪａｖａＳｃｒｉｐｔを使用したもの、高速振動、高速点滅イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのもの、ユーザーに誤解を与えるおそれがあるものは掲載できないものとする。

（広告掲載料）

第５条　要綱第５条第１項に規定する広告掲載料は、１枠月額3,000円とする。

２　広告掲載期間内に町のホームページを閉鎖した場合の広告掲載料は、その閉鎖時間が１月のうち３時間以上を超える場合に限り、別表第１に定めるところにより算定するものとし、１円未満の金額が生じる場合は、これを切り捨てる。

（広告の募集）

第６条　要綱第７条に規定する広告の募集は、ホームページ等による公募とする。

（原稿の作成及び提出）

第７条　要綱第９条第１項の規定により広告掲載の許可を得た者（以下「広告主」という。）は、広告の原稿を町が指定する方法により広告主の負担で作成し、同項に定める広告掲載通知書に記載した原稿提出期限までにＣＤ－Ｒなどにより提出しなければならない。

（広告掲載順位）

第８条　要綱第９条第３項に規定する広告の選定基準として、広告掲載の順位を次のとおり定める。この場合において、同順位に複数のものがある場合は、広告掲載期間が長いものを優先し、広告掲載期間が同一の場合は、抽選により順位を決定する。

第１順位　国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの

第２順位　町内に事業所等を有する私企業で公益性の高いもの

第３順位　私企業で町内に事業所等を有するもの

第４順位　その他、掲載する広告として妥当であると町長が認めるもの

（委任）

第９条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年８月31日要綱基準等第41号）

この要領は、令和４年９月１日から施行する。

別表第１（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 閉鎖した時間 | 掲　　載　　料 |
| ３時間以上24時間以内 | 3,000円－（3,000円÷その月の暦日数） |
| 24時間を超えたとき | 3,000円－（3,000円×（閉鎖した日数＋１日）÷その月の暦日数） |